



## VOICE

### 3つの検討会の様子と 被害者にとってのあるべき姿について

弁護士 高橋 正人

昨年12月27日、258の施策からなる犯罪被害者等「基本計画」が閣議決定されたことは既に報告させて頂いた通りです。本年5月からは、その258の基本計画のうち、被害者の経済的補償、被害者支援を連携して効率よく行うこと、民間団体を育てること、の3つの施策について、その内容をさらに深めていくため、

- ①「経済的支援に関する検討会」
  - ②「支援のための連携に関する検討会」
  - ③「民間団体への援助に関する検討会」
- の3つの小検討会が立ち上がりました。

そして、これ以外の施策、例えば訴訟参加や附帯私訴などについては、法務省などが今、具体化を進めているところです。

上記の①には、あすの会顧問弁護士代表の白井孝一弁護士が、②には、幹事の本村洋氏が、③には幹事の林良平氏が、それぞれ構成員をつとめております。8月上旬現在で、①については6回、②と③については5回、それぞれ会議が終了しました。今後、あと1年半くらいは議論が続けられる予定です。

今までの5回ないし6回の議論の進め方についてですが(私は全てに随行員として出席)、主に既存の制度の説明に終始しているため、その進め方に、あすの会の上記構成員や他の多くの構成員から疑問の声があがっています。犯罪被害者が既存の制度に不

満だからこそ、一昨年、犯罪被害者等「基本法」が制定され、それに基づいて、昨年、白熱した議論のもと犯罪被害者等「基本計画」が閣議決定されたのですから、既存の制度の説明については簡単に済ませ、1日も早く、今の制度の問題点を指摘して、被害者の視点にたったあるべき姿についての議論を始めて欲しいとの批判です。

ところで、今後のあるべき姿については、あすの会でもいくつかの提案をしてきました。例えば、犯給法は、お見舞い金制度ですから(死亡事案でもせいぜい数百万円程度しか支給されないのが実態です。交通事故であれば、一般的には、自賠責で3000万円、任意保険で6000万~8000万円は支給されます。)、この制度をいくら拡充しても、やはりお見舞い金はお見舞い金であって、将来の逸失利益などの全ての損害を賠償するには到底足りません。そこで、あすの会では新たな被害者補償制度を構築して、金額を大幅に増やすことを提案して参りました。さらに、犯給法は、被害直後の「早期」だけを念頭においた立ち直り支援がその立法趣旨ですから、例えば、重度の後遺障害を被り、今後、多額の介護費用や生活費が一生渡かかる被害者に対して、将来にわたって継続的に補償金を年金で支払っていくというシステムにはなじみません。そこで、あすの会では、重度の後遺障害の人に対しては一時金の他に補償金を

## INDEX

VOICE 3つの検討会の様子と被害者にとってのあるべき姿について	1~2
TOPICS 弁護人の裁判欠席—山口県光市母子殺害事件より—	2~3
おかしいと思いませんか/法律まめ知識	3~4
書籍「犯罪被害者の声が聞こえますか」のご案内/犯罪被害者週間に行事開催	4
活動報告/幹事会・集会・弁護士会議の報告/報道おぼえがき	4~9
運営の基本・会計/あとがき	10

年金形式で途切れなく支払っていき、将来にわたって不安を感じることなく安心して生活できるようなシステムの構築を提案してきました。これも、犯給法をあえて廃止し、あらたな被害者補償制度の創設を呼びかけてきた大きな理由の一つです（犯給法の廃止・新補償制度の創設については日弁連も同意見の人が多）。白井弁護士も①の検討会では今後、そのような意見を強く訴えていく予定です。

他方、②の検討会では、本村氏が被害者手帳の制度を提案したいと言っています。これは、どの役所に行っても、あるいは病院に行っても、おなじことを何度も説明しなくて済むように（何度も説明すること自体、被害者にとっては大きな苦痛です。）、事案をどこかに登録しておき、被害者手帳を見せさえすれば、直ちに自分の事案が担当者に理解されているようなシステムです。

また、③の検討会では、林氏が、被害者支援のあり方について、警察が主導的になるのではなく、被害者自身が主体となって被害者の目線で支援していくべきであり、そのような観点から民間団体への援助のあり方も考えるべきだ、と主張していくことになっています。

白井弁護士も、本村氏も、林氏も、皆、「被害者の視点」にたった新たな制度の提案を考えています。これが本来のあるべき姿ではないでしょうか。



## 弁護人の裁判欠席

— 山口県光市母子殺害事件より —

～被害者の立場から～

幹事 本村 洋

2006年3月14日。最高裁判所で私の事件の弁論が開催される予定であった。

広島高裁判決から実に4年間経過したことになる。

弁論当日、遺族はそれぞれ福岡、岡山、鹿児島、山口から上京した。しかしながら、最高裁判所での4年ぶりの裁判は弁護人の欠席で開かれなかった。

これほどの屈辱があるだろうか。

最高裁判所で弁論が開かれることは希で、これは死刑判決が下される可能性があることを意味する。この事態を受けて、これまで5年以上担当してきた弁護士に代わって、急遽死刑廃止運動のリーダー格である安田・足立両弁護士が登場してきた。実に、最高裁弁論期日の2週間前である。

そして、その交代したばかりの彼らが最高裁を欠席した理由の主たるものは、以下である。

- 1) 弁護を引き受けたばかりで接見や記録の検討を重ねる時間が必要(3ヵ月延長を要求)
- 2) 弁論当日は、日弁連会務である「裁判員制度下での模擬裁判」の研修のリハーサルがある

上記理由は到底納得できない。彼らが弁護を引き受ける前から弁論期日は決まっていたのであり、時間がないとか、別の予定があるなどは言い分けにならない。上記理由の1)が許されるならば、被告人は裁判期日の直前に弁護士を変更し続ければ、裁判を何回でも遅延することができる。また、上記理由の2)などは、許し難い。弁護士の職務は裁判で弁護することである。それが日弁連会務を優先し、本当の裁判を欠席するなど背任行為も甚だしい。

今回の行為は、死刑判決を回避するための訴訟遅延行為以外に考えられない。

そして、何よりも悔しいのは、2006年2月4日に私は両弁護士に会っていることだ。私は足立弁護士の依頼で「死刑執行停止に関する全国公聴会～被害者支援と死刑問題～」という死刑廃止運動を行っている弁護士の集まりに出席し、被害者の苦しい状況を懸命に訴えた。その話を聞いた安田・足立両弁護士がこのような行為を行うことが悔しくてならない。

現在、私は裁判を欠席した安田・足立両弁護士の所属する弁護士会に対し、両名に対する懲戒請求をしている。

今回の裁判欠席に対し、日弁連が懲戒請求を認めない場合は、今回の弁護活動は正当な弁護活動であるということ認めたことになる。私は、日弁連が社会正義を実現するため、厳粛な判断を下し、二度と弁護士の身勝手な行動で法廷を乱し、被害者を侮辱することがないようにして頂きたいと切に願う。

～法律家の立場から～

弁護士 山上 俊夫

裁判の日は当事者の都合を聞いて決めます。一度決まった裁判の日は、「よほどのこと」がないと変更してもらえません。山口県光市母子殺害事件の弁護人は、裁判の日に出られないことがわかっていながら裁判の日の直前に事件を引き受けましたが、最高裁に「よほどのこと」はないと判断されて裁判の日を変更

してもらえず、平成18年3月14日の裁判を欠席しました。

殺人罪のように重い罪の裁判では、弁護人が出席しないと法廷を開けませんので、法廷が開けなくなりました。

私は、本件では、法廷を開いてもよい事情があったと思います。

平成14年10月に上告趣意書が検察側から提出された後、弁護側には3年以上反論の機会があり、前任の弁護人から詳細な答弁書が出されています。3か月前に裁判の日が指定されながら、裁判の日の直前に弁護人を解任し、今まで全く出ていなかった事実を取り調べるよう求めるのは、裁判を遅らせようとするもので、正当な訴訟行為でないとと言われても仕方がないと思います。

検察官も、同趣旨のことを述べて、弁護人欠席のまま法廷を開くよう求めました。最高裁も、弁護人が出席しないことに何ら正当な理由はなく、極めて遺憾と述べました。しかし、これだけはっきり弁護人を非難しながらも、最高裁が法廷を開かなかったのは、残念です。

刑事訴訟法が平成16年に改正され、裁判所は、弁護人に裁判の日に出て来るよう命じることができず（出頭在廷命令）。この命令に反すると、過料の制裁があり、また、弁護士会に懲戒請求されますので、弁護人の裁判欠席ということはこれからは少なくなると思います。



## 第11回 おかしいと思いませんか

### —釈放通知—

何の理由もないのに家族を殺された遺族がいます。遺族は、犯人には精神的問題もあるので、釈放されたら逆恨みをして自分たちにも危害を加えるのではないかとすごく心配をしていました。そこで、安全を確保したい一心で検察庁に行って、釈放時期と帰住予定地を教えてくださいと通知の申出をしていました。

いつ出てくるんだろう、どこに戻ってくるんだろうと心配していたところ、検察庁から郵便で通知が来ました。

「〇〇の帰住予定地は東京都です。」、もう一通には「〇〇は〇年〇月〇日、刑の執行終了により釈放されましたので通知します。」と書かれていました。それどころか、「帰住予定地は、本人の申告によるものですので実際の帰住地と異なることがあります。受刑者の帰住予定地は、そのプライバシーにかかわるものですから、これを公表することのないように注意してください。」と書かれていました。

釈放通知は事前通知でなければ意味がないのではないのでしょうか。また、「東京都」に帰る予定だと教えてもらって一体どんな意味があるのでしょうか。そのうえに、検察庁から、加害者のプライバシーに気を付けなさいと注意をされる被害者の気持ちはどうでしょうか。

加害者のプライバシーよりも被害者の安全の方を優先すべきことは当然のことです。被害者の安全を確保するためには、加害者の具体的な住所や、保護更生や予防の状況、その精神状況や反省悔悟の状況等を具体的に被害者が知る必要があります。それを当局に義務付ける法律を作るとかしない限り実務の運用は変わらないのではないのでしょうか。

おかしいと思いませんか。

### 法律まめ知識 ⑱

### 弁護報酬（刑事事件）

弁護士会の報酬基準は2年前に廃止されましたが、報酬基準を使って報酬を決めている弁護士は多いようです。その基準では、自分で弁護士に頼んだ場合（私選）には、事実関係にあまり争いがない事件でも着手時に30万円から50万円、終了時に同額ということになっています。

私選で無罪を争う場合、着手金は50万円を超えるでしょうし、時間も労力もかなり使うので、無罪の場合の報酬は、一概には言えません。

なお、弁護士報酬は、逮捕されてから起訴されるまで（被疑者段階）と起訴された後（被告人段階）で別々にかかります。逮捕された時から判決までとなると、単純計算で2倍です。

以上が私選の場合ですが、国選弁護という制度があり、被告人段階では、国が弁護費用を立て替え払ってくれ、お金がない人の場合には、判決で弁護費用を免除してくれます。国選弁護の報酬は、公判3回で約8万5000円が目安で、事案に応じて多少の増減があります。争いのない事件では、通常、判決も入れて2回で終わりますが、その場合で、日当を含めて手取り8万円という感じでしょうか。

また、弁護士会が派遣する当番弁護士の場合には、上限があり、被疑者段階の着手金で15万円まで、被疑者段階の報酬、起訴された段階の着手金、1審判決までの報酬は、各30万円までとなっています。

18年10月から制度が変わり、被疑者段階にも国選弁護がつきます。報酬体系も基本額を決め、接見の回数や示談など弁護活動に応じて加算する仕組みになります。日弁連の試算では、殺人事件の被疑者弁護で4回接見した場合で8万4000円。否認している殺人事件の被告人弁護で公判前整理手続4回、法廷を8回、その後に判決の場合（期日合計13回）で42万円から55万円となっています。

## 書籍「犯罪被害者の声が聞こえますか」のご案内

当会の設立以来、取材を続けてくださっていた東大作（ひがし・だいさく）さん（元NHK報道番組ディレクター）が講談社より「犯罪被害者の声が聞こえますか」という書籍を出版されました。当会が、設立当初から犯罪被害者等基本法や基本計画の策定まで、被害者の権利確立のためにどのような運動を展開してきたかがよくまとめられています。朝日新聞、読売新聞の書評欄でも紹介されました。

また、書店の中でも金高堂さんがこの書籍に深く感銘を受けられ、全国の書店に呼びかけるなどして書籍の普及に協力してくださっています。お近くに書店がない場合は講談社さんまたは金高堂さんにお申し込みください。

- |               |                             |                  |
|---------------|-----------------------------|------------------|
| ○講談社読者ご注文係    | 〒112-8001 東京都文京区音羽 2-12-21  | TEL 03(5395)3676 |
| ○金高堂朝倉ブックセンター | 〒780-8085 高知県高知市大谷公園町 20-15 | TEL 088(840)1363 |

以下、林幹事の書籍を読んだ感想を紹介いたします。

「読み終わるまで涙を流していた。『泣きながら読んでしまった』というのが正解かも知れない。先日お会いした岡本真寿美さんの笑顔の裏にある絶望の日々。この本に出てくる被害者の方々の悲しみや、それら乗り越えて共に権利確立に向けて歩んできた活動の正確な描写は、初めて読む人にも感動を与えるでしょう。岡村代表から電話で読後感を聞かれ、同じような答えをしたら『あなたは涙もろいから』とからかわれてしまったけれど、私が常々感じている『被害者・岡村代表の凄さ』と『法律家・岡村勲の凄み』を著者は見事に表現している。ヨーロッパ調査団の壮行会で、北尾弁護士が涙をこらえて挨拶された姿は、今でも脳裏に焼き付いている。全てを任せられた人からの熱い言葉。多くの信頼があってこそここまで来た。基本法は権利法でなければならない、支援法であってはならないという代表の強い信念が会員の心の中心点となり輪となった。凄さと凄みがあってこそである。著者の東さんに希う。『貴方の描写力と語学力ならば、きっと英語の翻訳本も凄いものになる。英語圏への出版を期待します。世界の被害者のために！』

## 犯罪被害者週間に行事開催

昨年の犯罪被害者等基本計画で決定した犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）の一環として11月25日（土）に東京で会合を催す予定です。詳細は改めてお知らせいたします。

## 活動報告

2月1日 2000年改正少年法5年後の見直しの意見書を提出

岡村代表、土師幹事、松村幹事、守屋典子弁護士および少年事件の被害者である会員（一井彩子さん、岡崎后生さん、鈴木八恵子さん、松尾美恵さん、山田佐知子さん）が出席し、杉浦正健法務大臣に意見書を手渡した。杉浦法務大臣はお忙しい中1時間ほど熱心に耳を傾けてくださり、前向きに検討する旨を表明してくださった。その後、司法記者クラブで記者会見を行った。首都圏では、翌日の朝刊で日経新聞と読売新聞で「少年審判への参加要望」ということで取りあげられた。

2月3日 埼玉県犯罪被害者支援推進協議会主催の犯罪被害者支援特別講演にて講演

林幹事が「被害者心理と支援について」と題して、協議会会員、埼玉県及び市町村職員、警察職員など約250名を対象に、被害に遭っていないの方々のご協力が今後も必要であると訴えた。

2月4日 日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会・横浜弁護士会主催の「『死刑執行停止に関する全国公聴会』第3弾 横浜公聴会 被害者支援と死刑問題—ドイツ『白い環』ヘッセン州代表を迎えて」に参加  
本村幹事がパネリストとして参加した。

2月15日 自由民主党「司法制度調査会」・「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に出席

岡村代表幹事、京野弁護士、高橋弁護士が出席した。被害者代表からは刑事裁判において被害者が当事

者として法廷のバーの中に入れるようにすべきであるといったような貴重な意見が多数出た。国会議員からも積極的な発言が相次いだ。検討会で岡村代表幹事が奮闘した成果が次第に現れてきたと感ぜられる会議だった。

2月18日 和歌山刑務所（女子刑務所）にて人形劇公演

関西会員有志によりおこなわれた。こちらから公演を申し入れて、実現した。坂口まゆみ会員の体験談も話された。

2月22日 法務省「犯罪被害者等基本計画」施策検討のためのヒアリングに出席

岡村代表幹事、白井弁護士、京野弁護士が出席した。「犯罪被害者等基本計画」の中の①附帯私訴、②公判記録の閲覧謄写の拡大、③被害者情報の保護、④訴訟参加、⑤少年保護事件の施策について意見書を提出した。

2月23日 第2回日本司法支援センターに関する意見交換会に出席

内村幹事、田村会計監査が、今秋全国にオープンする法テラス（日本司法支援センター）の意見交換会に出席し、特に事件発生時の初期対応についての要望書を提出した。

2月25日 犯罪被害者等基本計画の説明会（東京）に出席

松村幹事、宮園幹事ほかが出席した。内閣府より犯罪被害者等基本計画の今後の進め方などが説明された。

3月4日 九州弁護士会連合会・佐賀県弁護士会主催の「2006年犯罪被害者支援シンポジウム『犯罪被害者に必要とされる支援活動のあり方』～被害者と弁護士との間の意識のギャップを埋め、弁護士による有効な被害者支援をするための、被害者支援組織との連携～」にて人形劇公演

関西会員有志が大勢の弁護士の前でおこなった。「訴訟参加に反対する弁護士は法を犯していることを自覚すべき」とのご意見をいただき大変感激した。

3月5日 みえ犯罪被害者総合支援センター設立総会にて講演

本村幹事が「犯罪被害者等への支援の現状と被害者の権利」について話した。

3月10日 豊ヶ岡学園（少年院）にて講演

村本久子会員が少年院の「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫として、在園少年約40名及び職員に初めての講演をおこなった。

4月12日 第1回基本計画推進専門委員等会議及び第1回経済的支援に関する検討会・支援のための連携に関する検討会・民間団体への援助に関する検討会合同会議に出席

岡村代表幹事、林幹事、本村幹事、白井弁護士が構成員として、高橋弁護士、池田弁護士、石山弁護士が随行員として出席した。猪口担当大臣の挨拶、各構成員の自己紹介が行われ、その後、基本法と基本計画の概要、各検討会における検討事項について報告がなされた。

4月26日 自由民主党「司法制度調査会」・「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に出席

岡村代表幹事、宮園幹事、高橋弁護士が出席した。犯罪被害者等基本計画の進捗状況について報告された。交通事故で障害児を奪われた被害者からは、基本法には障害児への司法的配慮が欠けているとの発言があった。

4月28日 日本新聞協会編集小委員会と懇談会

猪野幹事、松村幹事、宮園幹事、高橋弁護士が出席した。日本新聞協会からの依頼により実現した。被害者の匿名・実名報道について、犯罪被害者等と報道側の双方の理解を促進する目的で、10名ほどで意見交換をした。

5月16日 TBS 報道局勉強会にて講演

守屋弁護士が報道記者を中心に約25名に少年法について話した。被害者の実名報道の是非についても議論した。

5月17日 第2回経済的支援に関する検討会に出席

構成員として白井弁護士、随行員として高橋弁護士、石山弁護士が出席した。日本の現行制度を再確認したあとに、我が国でのあるべき姿について討議を進めていきたいとの事務局の説明に対して、積極的に質問をした。

5月23日 和歌山県警察学校にて講演

林幹事が被害者支援研修において、「犯罪被害当事者から見た被害者支援」について新採用の警察官など約150名に話した。

5月25日 第2回民間団体への援助に関する検討会に出席

構成員として林幹事、随行員として山上弁護士、高橋弁護士が出席した。民間団体の現状と問題点、被害者支援のありかた、民間団体への援助のあり方について検討がなされた。

5月30日 三鷹市連雀地区住民協議会主催の雑学大学において講演

松村幹事が「明日はあなたの身に」と題して、犯罪被害者になるとはどういうことかを中心に20名ほどの参加者に話した。

5月31日 大阪府警察学校にて講演

林幹事が被害者対策専科において「犯罪被害当事者から見た被害者支援」について、60名ほどの参加者（警察署において犯罪被害者に対する支援を推進する広聴相談係長を含む）に、被害にあった後の深刻さとあすの会の活動を紹介した。

○2月18日の人形劇公演について坂口まゆみさんから以下のとおり感想をお書きいただきました。

「今回の人形劇の公演は私達から申し入れて実現したもので、人形劇と私の体験談を話して来ました。公演後日に頂いた受刑者の感想文には、『被害に遭った心の傷は深くご家族を亡くされた悲しみと犯罪者に対する怒り、法治国家とは名ばかりの被害者を蔑ろにした裁判制度に対する絶望が伝わって来ました』、『心からの謝罪は認めるけど許さない』私はその言葉の意味の深さ・重さを感じました』などと書かれていて、私が一番嬉しかったのは、『同じ受刑者の人達に、“もう二度と刑務所に来ないでね”と私達長期受刑者は言い続けたいと思います』という言葉でした。刑務官によると、何人もの受刑者が涙を流し人形劇、体験談を見聞きしていたそうです。その涙が意味するものは何なのかは解りませんが、一人でも多くの受刑者に私達の想いが届いた事を今は信じたいと思っています。」

## 幹事会の報告

第57回 平成18年3月12日（日） 出席者12名

2月は第6回大会の直後でもあり休会でした。

1月22日に行われた第6回大会は、シンポ・総会とも実りある会でしたが、反省点としては、予想以上に多くの方が懇親会にも参加して下さり、懇親会の会場が手狭に感じられたことでした。

その他、「刑事施設・受刑者処遇法改正」、NYタイムズの「殺人の時効に疑問」の記事、鹿児島・女性殺害事件での遺族への異例の給付金支給等が報告、議論されました。

第58回 平成18年4月9日（日） 出席者7名

犯罪被害者等施策推進会議の下、基本計画推進専門委員等会議および3つの検討のための会が設けられ、本会の4人の関係者がそれぞれ構成員として委嘱される予定です。今後、顧問弁護士も含め連絡を密にして、犯罪被害者にとってよりよい施策が実現できるよう推し進めてゆく事を決めました。

東大作氏著「犯罪被害者の声が聞こえますか」が4月20日発売になる予定との報告がありました。

11月25日～12月1日の犯罪被害者週間について、「あすの会」としてどのように取り組むのかを時間をかけて討議しました。結論は出ませんでした。沢山のアイデアが出たので、これからの幹事会で一層検討し、効果的な週間になるようにする事としました。

「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」研究班の中島氏・白井氏の説明があり、会として協力する事になりました。

第59回 平成18年5月14日（日） 出席者8名

「基本計画推進専門委員等会議」に岡村代表、3つの検討会、1.「経済的支援に関する検討会」にあすの会顧問弁護士の白井弁護士、2.「支援のための連携に関する検討会」に本村幹事、3.「民間団体への援助に関する検討会」に林幹事がそれぞれ委嘱され、4月12日に開催された第1回目の合同会議の討議内容等が報告されました。

各地方公共団体でも、地方レベルでの基本計画への取組部局が設置されつつあります。

犯罪被害者週間行事について全国被害者支援ネットワークから共催の誘いがありますが、当会は自助グループでなく、政策立案集団であるので、共催するのは馴染まないのではないかとの意見が出されました。

## 関東集会の報告

第48回 平成18年2月18日（土） 参加者20名（会員13名）

1月22日に開催された第6回大会・シンポジウムを終えての感想、反省点などを出し合いました。

10月に講師に来ていただいた会員、高橋幸夫氏（精神科医師）が取材を受けられ、FNSドキュメンタリー大賞特別賞を受賞した作品「事件報道に奪われた妻」のビデオを通して、被害者、マスコミのあり方について話し合いました。

また、上智大学総合人間科学部社会福祉学科の先生が参加されました。私達の話聞き、犯罪被害者の立場や、私達の活動についてもよくご理解をいただき、今後学生への指導にすぐに役立つというお言葉をいただきました。

#### 第49回 平成18年3月18日（土） 参加者25名（会員16名）

あすの会顧問弁護団の高橋正人氏が参加し、2回目の報道関係者との意見交換が行われました。

会員からは、報道被害は体験しないとわからない。警察による実名発表がなくとも、重大事件や少年事件の場合には、被害者が正常な判断ができない事件直後に取材が殺到する。加害者にはすぐに弁護士がつき、言いたい放題言い、それが真実かどうか確かめる間もなく報道され、受け手（読者や視聴者）はそのまま信じてしまう。最初に頭にインプットされた事柄は、後から訂正されても、なかなか消すことはできない。実名・匿名だけの議論では根本的な報道被害問題の解決にはならないなど意見が出ました。

報道関係者からは、被害者を追い詰めようなどと考えて報道したことはない。現場の記者達は事件後すぐ、自発的に自粛申し合わせ等をして、少しでも報道被害をなくそうといろいろな試行錯誤はしている。事件はそれぞれ違うし、被害者によっても違うので、写真1葉載せるのにも神経を使っている、など話が出ました。

今後も会を重ね、取材活動にルール、対策等を講じてほしいと思いました。

#### 第50回 平成18年4月15日（土） 参加者25名（会員16名）

13:00～ 会員同士の紹介ほか

14:00～ 山上俊夫弁護士による講演：演題「触法精神障害について」

私達は事件が発生した時、加害者の精神鑑定という言葉をよく耳にします。どのようにして精神鑑定がおこなわれるのか、いつも疑問に思っていましたが、わかりやすくご説明いただき、理解が深まりました。

また、高橋正人弁護士にも途中から参加していただき、裁判、諸手続きについて、いろいろとアドバイスをいただきました。

集会を16:30で切り上げて、会費制でお花見をしました。会員有志、ボランティアの方のセッティングにより、1本だけ花を咲かせていた八重桜の木の下にシートを敷いて、みなで楽しいひと時を過ごしました。そして、次のステップに進むための後押しを自分たちの手でおこなっていく事を確認しました。ビール、お酒の差し入れも多く、ありがたくいただきました。お花見も今年で3回目、年を重ねるごとに盛大になり、我々のパワーになっています。

#### 第51回 平成18年5月20日（土） 参加者23名（会員13名）

11月25日～12月1日の犯罪被害者週間の行事等について会員が真剣に討議しました。あすの会は犯罪被害者の権利確立運動グループなので支援グループと一緒に行事は計画しないが、各都道府県で設けている被害者相談窓口働きかけをし、実のある週間にしたい等意見が出されました。

それから、常磐大学の研究員の方が国際被害者学会のためのアンケートについて、その目的と内容を説明され、納得の上協力しました。

その後、あすの会顧問弁護団の小林陽子氏に裁判員制度をわかりやすく説明していただきました。そして、公判前整理手続は、現状では犯罪被害者の利益はほとんどないことが確認されました。

<次回以降のお知らせ>

9月16日（土）、10月14日（土） 13時～17時

東京文化会館 台東区上野公園5-45 TEL 03(3828)2111

会費 1,000円

## 関西集会の報告

#### 第58回 平成18年2月5日（日） 参加者33名（会員20名）

第6回シンポ・総会の報告のあと、奈良県幼女誘拐殺人事件公判（被告・小林薫）の傍聴を続けている安丸会員より報告がありました。また、大阪市浪速区で、山地容疑者が二人の女性を殺害した事件の被害者ご遺族の自宅を訪問（1月15日）したことの報告がありました。そのご遺族がこの日の関西集会に参加してくださいました。また、四国から矢野さんご夫婦（香川県で息子さんが精神病院に入院中の男に刺殺

された事件)の参加もあり、お二人にお気持ちを述べて頂きました。いっぺんに二人の娘さんを亡くされた上原さんの裁判は大阪地裁で開かれるので、できるだけ支援傍聴を行うことにします。

その後、国立精神・神経センター精神保健研究所の中島氏・白井氏のお二人が東京からご参加くださり、アンケートについての説明等があり、質疑を行いました。活発な質問が飛び交いました。

#### 第59回 平成18年3月5日(日) 参加者12名(会員10名)

まず、草刈さんの事件の犯人逮捕の報告がありました。

次に、内閣府による犯罪被害者等基本計画説明会の報告があり、未解決事件については、インターネットを用いて幅広く情報収集するために、どのようなことができるのかを探りました。

さらに和歌山刑務所で人形劇が行われた後、所長の礼状と共に加害者の感銘を受けたという感想文が送られてきたとの報告がありました。

次に大阪拘置所見学報告では、今までの刑務所とは違い、未決の容疑者も収容されているためか、収容者に自由な雰囲気を感じ取れたとの意見がありました。

最後に公訴時効については、特に未解決事件の被害者にとっては差し迫った問題であり、皆で時効の延期、撤廃を訴えていくべきという意見が多く寄せられました。今回は参加人数が少なかったため、今後もっと大勢でこの問題について議論を続けていきたいと思いました。

#### 第60回 平成18年4月2日(日) 参加者16名(会員14名)

まず通常通り幹事会報告がなされ、それに続き、3月始めの日経新聞に”大阪府に被害者支援を担当する部署を設置する”という記事が掲載されたことを受けて、林幹事が大阪府に連絡を入れたことから、次回大阪府の方をお呼びすることになりました。それを前提に、基本計画についての話し合いが行われました。

その後、あすの会幹事、本村洋さんの山口県光市母子殺害事件の「最高裁弁論における弁護士の欠席」についての意見交換が行われました。会員の方々はそれぞれの方が裁判に関して色々な経験をされたこともあり、様々な思いをもたれており、活発に意見が出されました。意見の中には本村さんの事件が最高裁まで持ち越され、弁論が再開される事に関して、今後こういったことが大きな流れとなっていくことを期待する旨の発言が多数ありました。

#### 第61回 平成18年5月7日(日) 参加者26名(会員19名)

昨年12月に犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、今後都道府県等の各地方自治体で施策が推進されていくために関西集会の地元である大阪府庁に新たにもうけられた、「安全なまちづくり推進課」の方々と話し合いがもたれました。

大阪府からは担当の方々3名が参加をして下さって、今年4月に新設された同課の現状や、今後の取り組みについての説明をして頂きました。大阪府の方々には既に基本法をきちんと読み込んで下さっており、情報収集もかなりしておられ、その上で分析も進めておられ、推進していく上での具体的な日程なども提示され、出来ることに関しては5、6月頃にはある程度とりまとめたと思っています等の、前向きな発言を多数して下さいました。

今後は関西集会のメンバーからのヒアリングも行いたいなどの提言もあり、こういった大阪府の動きが各都道府県の自治体単位でも広がっていくことになれば、と思いました。

<次回以降のお知らせ>

9月3日(日)、10月1日(日) 13時~17時

クレオ大阪西 大阪市此花区西九条6-1-20 TEL 06(6460)7800

会費 1,000円

## 九州集会の報告

#### 第21回 平成18年3月26日(日) 参加者14名(会員5名)

今回初めて、九州各県の被害者支援センターに参加を呼びかけたところ、鹿児島、宮崎、熊本、福岡の支援センターが参加してくれました。支援センターと私たち被害者団体が、どのようにしたらお互いが協力しあえるか話し合うことができ多くの情報交換ができ、有意義な集会でした。

#### 第22回 平成18年5月28日(日) 参加者5名(会員3名)

細々とした集会になりました。ここ数回の集会を振り返ってみると参加者数が低迷しており、幹事としていささか頭を悩ませています。次回の集会には多くの会員の方に参加していただき、活発な集会になることを願っています。九州集会の皆様ご協力をお願いいたします。



〈次回以降のお知らせ〉

9月24日(日) 13時～17時

福岡県農国会館 福岡市中央区今泉1-13-19 TEL 092(761)6550

## 弁護団会議の報告

### 第1回 平成18年1月13日(金) 参加者13名

「全国犯罪被害者の会」を支援している15人の弁護士がボランティアベースで、会の活動に関与して下さることになり、その第1回会議が開かれました。1月22日のシンポジウムの内容、2000年改正少年法5年後見直しの意見書の試案について討議するとともに、基本計画の下、3つの「検討のための会」にも当会関係委員を通して、出来るだけ協力していくことになりました。

### 第2回 平成18年2月6日(月) 参加者12名

高橋弁護士から、1月26日に当方の弁護士3名が法務省係官4名に「附帯私訴制度案要綱」について説明し、討議を行ったことが報告されました。双方同じ土俵上で2時間以上の討議が行われたが、法務省の疑問点が明白になったこと、また、法務省関係の基本計画の検討課題について、法務省が各犯罪被害者団体から別途ヒアリングを行いたいという要望があったことが報告されました。

### 第3回 平成18年3月3日(金) 参加者11名

附帯私訴制度案要綱について、逐条毎に議論されました。

また2月1日に法務大臣宛に提出した、2000年改正少年法5年後見直しについての意見書の取り扱いについて議論する予定でしたが、内閣府から係官が代表幹事を尋ねて来られ、長時間の話し合いとなったため、延期されました。

### 第4回 平成18年4月14日(金) 参加者12名

3つの「基本計画を検討する会」の委員が決定し、「あすの会」関係者も3人が選ばれました。

弁護団会議としては、「あすの会」設立趣意書に則り、被害者補償を検討する「経済的支援に関する検討会」を中心に支援していくことになりました。また、各検討会開催時には、顧問弁護団から最低一人の弁護士が委員に随行する事にしました。

### 第5回 平成18年5月31日(水) 参加者15名

基本計画の各検討会の模様が委員、随行員から報告されました。

特に経済的支援に関する検討会は、現在の制度の中に基本計画の案件をどう取り込むかという視点での官僚説明に終始しており、今後もそうなる事が懸念されるとの意見が出されました。

それ故、委員の意見として、「現行制度の知識も必要だが、それ以上に基本計画に盛り込まれた施策を実施するにはどのような制度をつくるべきなのかという視点での討議を希望したい。」という意見書を検討会に提出したいとの提案がなされました。それを受けて、意見書文案が検討され、出席者全員の賛同が得られました。経済的支援に関する検討会の他の委員にも文案を示して、賛成していただける委員と連名で、犯罪被害者等施策推進室に提出する事としました。

## 報道おぼえがき

- 2月1日 連続幼女誘拐殺人事件で宮崎勤被告の死刑が確定する(最高裁)
- 2月8日 殺人未遂事件が公判前整理手続き適用で審理2週間で判決がおりる(東京地裁)
- 2月14日 同窓会帰りの8人をひき逃げした土木作業員に懲役20年の判決がおりる(千葉地裁)
- 3月14日 山口県光市母子殺害事件で被告弁護人が裁判を欠席した(最高裁)
- 4月10日 足立の路上殺人事件が公判前整理手続きで争点を絞り込み1ヶ月で判決がおりる(東京地裁)
- 4月12日 栃木リンチ殺人事件で、県警の責任を認める(宇都宮地裁)
- 4月18日 山口県光市母子殺害事件で、被告側の弁論続行の要望を退け、結審する(最高裁)
- 4月24日 世田谷の自宅放火少年の医療少年院送致が決まる(東京家裁)
- 5月16日 久留米の連続保険金殺人で、元看護師に2審も死刑の判決がおりる(福岡高裁)
- 5月17日 4人強殺の被告に死刑の判決がおりる(長野地裁)
- 5月24日 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が施行される
- 5月29日 オウム公判で松本被告の異議が棄却され死刑確定が強まる(東京高裁)

## 運営の基本

### 【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

### 【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をさせていただきます。

### 【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

## 会計

当会は、会費を徴収していません。事務運営、事務所管理、ニューズレター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、全て支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

### 寄付金のお振り込み先

□郵便局

00170-6-100069「あすの会」

□三井住友銀行 丸の内支店  
(普) 6577163「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

□三菱東京UFJ銀行 丸の内支店  
(普) 2149873「あすの会 代表幹事 岡村 勲」

### 訂正

前号で、犯罪被害に遭われた方のご家族やご遺族へ奨学金の給付をおこなっている財団法人犯罪被害救援基金の紹介をいたしました。その際、給付は、犯罪被害者等給付金の給付を受けられた方に限られると紹介いたしましたが、労災保険などから給付があったために、犯罪被害者等給付金を受け取れなかった方なども給付の対象になることがわかりました。お詫びして訂正いたします。詳細は、各警察署へお問い合わせください。

## 法廷付き添い

### 事件を思い出す裁判傍聴に 私達が付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

## 無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

□ PM 1:00 ~ 4:00

□ 03-5319-1773



## あとがき

活動報告のスペースを充実させました。

盛夏の季語 高校野球の季節になりました。今年は例年にない長雨の影響で、各地区代表校の決定が遅れ々々になったようです。あの若さがあふれ、真摯に闘う球児の姿は、猛暑の中の一服の清涼剤です。

「犯罪被害者等基本法」という球場の中で、「犯罪被害者等基本計画」というルールの下で、今関係各省市、3検討会の構成員の方々が奮闘しています。その試合展開を推進会議の委員の方々が審判となって見守っているというのが、犯罪被害者等を取り巻いている現況ではないでしょうか。観覧席にいる犯罪被害者等が納得のいく、満足出来る結果になることを期待しています。